

平成 29 年 12 月 8 日

会員各位

「英文契約法律実務相談室」(1 月)のお知らせ

歳末寒冷の候、会員の皆様には益々ご清祥のことと存じます。
さて、法律英語のより一層のご理解、ならびにドラフティングをめぐる疑問点等の解消に資するため常設している法律相談室は、会員の皆様にご好評ご利用いただいております。次回は下記の要領で開催致しますので、お知らせいたします。
ご質問に対して、法律英語のプロフェッションのお立場から、専門弁護士が直接ご回答くださる格好の機会です。日常の業務にお役立ていただければ幸甚です。

記

日 時 平成 30 年 1 月 17 日 (水) 午後 3 時～4 時
場 所 国際商事法研究所会議室
東京都中央区八丁堀 3-25-10 (JR 八丁堀ビル 3 階)
ご担当 弁護士 長谷川俊明先生
相談枠 申込順 2 社まで (1 社につき 30 分程度)
相談料 無料

(予約申込) 1/15 午後 3 時までに事務局へ e-mail (iblmember@ibltokyo.jp) で申込みの予約をして下さい。(申込順 2 社になり次第締切り)

(相談方法) 当日、長谷川弁護士に直接ご相談していただきます。

- (ご 注 意) ①相談は申込順 2 社まで、相談時間は 1 社 30 分程度とします。
②相談事項は 1 社につき 1 案件とします。
③相談は英文契約の領域に限定し、ドラフティング等の作成依頼は取扱いません。
④受付採否の結果は、受付締切り日までにお知らせいたします。
⑤申込みの受付が確定した方の当日のキャンセルはお断りいたします。

※個人情報の取扱い

相談内容等の個人情報は、当相談室の目的以外には使用いたしません。